

【保管場所使用権原疎明書面（自認書）】の記載例

- 場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、自認書は1通の提出で足够了。
 - 例1 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
 - 例2 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行う

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請 届出 に係る保管場所である **土地・建物** は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

中央 警察署長 殿

令和8年4月1日

〒(000—0000)

住所 札幌市中央区北2条西7丁目○番△号 □□荘 101号室

電話 011-251-0110

氏名 **北海 太郎**

- 保管場所証明申請の場合
→「証明申請」
 - 保管場所届出の場合
→「届出」
- に○印を付けてください。

- 保管場所である土地が
- 自己所有の場合
→「土地」
 - 土地・建物の両方が自己所有の場合
→「土地」・「建物」の両方に○印をつけてください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。
保管場所証明申請書又は保管場所届出書と同じ警察署となります。

申請者又は届出者自身が書く書類です。
申請書又は届出書の住所氏名欄と同一に記載してください。

【留意事項】

- この書類は、申請（届出）者の所有又は管理する土地（建物）を保管場所として使用する場合に使用し、申請（届出）書に添付する書類です。
- 土地（建物）が共有の場合は、「自認書」のほかに、他の共有者全員の承諾書が必要です。
- 不明な点は、書類を提出する警察署にお問い合わせください。